

法 令 名	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 昭和44. 7. 1. 法律第 57 号 改正 平成17. 7. 6. 法律第 82 号
制 度 の 趣 旨	この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。(法第1条)
区 域	急傾斜崩壊危険区域 知事が関係市町村長の意見を聞いて指定する崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度30度以上）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれのある行為が行なわれないように規制する必要がある土地の区域（法第3条第1項）（災害危険区域については建築基準法参照）
規 制 の 内 容	急傾斜崩壊危険区域内での次のような行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置又は区域指定時に着手している行為、及びそのほか政令で定める行為（他の法令による許可等を受けて安全に施行する行為その他軽微な行為等）はこの限りではない（法第7条第1項、令第2条）。 ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為（第1号） イ ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、排水施設等）以外の施設及び工作物の設置又は改造（第2号） ウ のり切、切土、掘さく又は盛土（第3号） エ 立木竹の伐採（第4号） オ 木竹の滑下又は地引による搬出（第5号） カ 土石の採取又は集積（第6号） キ そのほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの（第7号）
許 可 基 準	急傾斜地の崩壊を助長又は誘発し、その崩壊により居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるものについては許可しない。 知事は法第7条第1項の許可に急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。（法第7条第2項） 国又は地方公共団体が法第7条第1項の許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議することをもって足りる。（法第7条第4項）
許 可 手 続	法第7条第1項 事業主（開発行為者） 許可申請書 申請 許可 東部県土整備局 総合県民局 法第7条第4項 国、地方公共団体等 協議書 協議 回答 東部県土整備局 総合県民局
照 会 先	県土整備部砂防防災課（０８８－６２１－２５４０）